

○ 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表 目次 新旧対照表目次

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令	新旧対照表	目次	新旧対照表目次
児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)	1	1	1

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 事業、養育里親及び施設（第三十六条の三十の二―第四十一条）</p> <p>第三章の二 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第四十二条）</p> <p>第四章 雑則（第四十三条―第五十条の三）</p> <p>附則</p> <p>第一条の二の三 法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二十一条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）（保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 事業、養育里親及び施設（第三十六条の三十の二―第三十九条）</p> <p>第三章の二 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第三十九条の二）</p> <p>第四章 雑則（第四十条―第五十条の三）</p> <p>附則</p> <p>第一条の二の三 法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。</p>

五を除き、以下同じ。)その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第一条の七 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。

一)及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの(市町村(特別区を含む。以下同じ。)又はその委託等を受けた者が行うものに限る。)とする。

一 (略)

二 おおむね十組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育(法第六条の三第七項に規定する保育をいう。以下同じ。)に関する専門的な支援を行うものについては、この限りでない。

三 (略)

第一条の八 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの(特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。)とする。

第一条の七 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。

一)及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの(市町村(特別区を含む。以下同じ。)又はその委託等を受けた者が行うものに限る。)とする。

一 (略)

二 おおむね十組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものについては、この限りでない。

三 (略)

第一条の八 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの(特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。)とする。

第一条の三十二 法第六条の三第九項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

第一条の三十二の二 法第六条の三第十二項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める組合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 全国健康保険協会
- 二 健康保険組合
- 三 健康保険組合連合会
- 四 国民健康保険組合
- 五 国民健康保険団体連合会
- 六 国家公務員共済組合
- 七 国家公務員共済組合連合会
- 八 地方公務員共済組合
- 九 全国市町村職員共済組合連合会
- 十 地方公務員共済組合連合会
- 十一 日本私立学校振興・共済事業団
- 十二 その他前各号に掲げる組合に相当するもの

② 法第六条の三第十二項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、前項各号に掲げる組合の構成員とする。

第一条の三十二の三 法第六条の三第十三項に規定する厚生労働省令で定

第一条の三十二 法第六条の三第九項に規定する厚生労働省令で定める者は、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

（新設）

（新設）

める施設は、家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の用に供する施設、児童の居宅その他保育を適切に行うことができる施設とする。

第一条の三十二の四 法第六条の三十四項に規定する子育て援助活動支援事業は、同項各号に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と同項に規定する援助希望者からなる会員組織を設立し、当該会員組織に係る業務の実施、援助を受けることを希望する者と援助希望者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行うことにより、地域における育児に係る相互援助活動の推進及び多様な需要への対応を行うもの（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

第六条の七（略）

② 法第十八条の十六第二項（法第三十四条の五第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十八の二第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。

③（略）

第六条の十一 都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、既に合格した科目のある者に対しては、その申請により、当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度までに限り当該科目の受験を免除する

（新設）

第六条の七（略）

② 法第十八条の十六第二項（同法第三十四条の五第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十七第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。

③（略）

第六条の十一 都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、既に合格した科目のある者に対しては、その申請により、翌年及び翌々年に限り当該科目の受験を免除することができる。

ことができる。ただし、次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に限り当該科目の受験を延長して免除することができる。

免除の期間を延長することができる者	延長することができる期間
当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度までの間に、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、児童の保育又は法第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育に直接従事する職員として一年以上かつ千四百四十時間以上勤務した経験を有する者	一年間
当該科目に合格した日の属する年度から起算して三年度を経過した年度までの間に、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、児童の保育又は法第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育に直接従事する職員として一年以上かつ二千八百八十時間以上勤務した経験を有する者	二年間

②・③ (略)

第七条の九 (略)

②・③ (略)

第七条の九 (略)

② (略)

③ 医療費支給認定保護者は、医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。第七条の二十二第七号及び第七条の二十三第一項において同じ。）内において、第一項各号（第三号及び第六号から第十一号までを除く。）に掲げる事項又は小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該医療費支給認定に係る医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一・二

三 第一項各号（第三号及び第六号から第十一号までを除く。）に掲げる事項及び小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 (略)

④ (略)

第七条の二十八 都道府県は、法第十九条の六第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行ったときは、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により医療費支給認定保護者に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

一～三 (略)

② (略)

② (略)

③ 医療費支給認定保護者は、医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。第七条の二十二第七号及び第七条の二十三第一項において同じ。）内において、第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項又は小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該医療費支給認定に係る医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一・二

三 第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項及び小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 (略)

④ (略)

第七条の二十八 都道府県は、法第十九条の六条第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行ったときは、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により医療費支給認定保護者に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

一～三 (略)

② (略)

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第二項第七号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- 三 (略)

②～④

第十九条 法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第二項第七号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- 三 (略)

②～④

第十九条 法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる児童であつて、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所（ロに掲げる児童にあつては、病院又は診療所）において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。）イ 疾病にかかつているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。）ロ 疾病にかかつているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものを除く。）

二 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(削る)

第二十条 法第二十一条の十四第二項、第三十四条の八の三第二項、第三十四条の十七第二項及び第五十六条の八第八項において準用する法第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第十三号の三様式によるものとする。

第二十四条 市町村は、法第二十四条第三項の規定に基づき、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定による確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合（法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。

二 乳幼児であつて、その保護者の労働その他の理由により、一月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。）

三 保護者であつてその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この号において「援助希望者」という。）との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業

第二十条 法第二十一条の十四第二項において準用する法第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第十三号の三様式によるものとする。

第二十四条 法第二十四条第二項（就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保育所における保育を行うことを希望する保護者の氏名、居住地、生年月日及び職業（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申込みに係る児童の居住地）
- 二 保育所における保育を行うことに係る児童の氏名及び生年月日
- 三 保育所における保育を行うことを希望する理由

(削る)

② 法第二十四条第二項（就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）前段に規定する申込書は、保育所における保育を行うことを希望する保護者の居住地（保護者が法人であるときは、当該申込みに係る児童の居住地。第四項及び第五項において同じ。）の市町村に提出しなければならない。

(削る)

③ 前項の申込書には、法第五十六条第三項の規定により徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第二項前段に規定する申込書には、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する保育料額の算定又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の決定のために必要な事項に関する書類を添えなければならない。

(削る)

④ 法第二十四条第二項（就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）後段の規定により申込書の提出を代行する保育所は、関係市町村等との連携に努めるとともに、保育所における保育を行うことを希望する保護者の依頼を受けたときは、速やかに、当該保護者の居住地の市町村に当該申込書を提出しなければならない。

(削る)

⑤ 私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）は、関係市町村等との連携に努めるとともに、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第二項前段に規定する申込書の提出を受けたときは、速やかに、当該申込書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申込

書を送付しなければならない。

(削る)

第二十四条の二 就学前保育等推進法第十三条第一項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定による選考及び就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所における就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定による選考は、当該保育所への入所を希望する旨を記載した同条第二項の申込書に係る児童から就学前保育等推進法第四条第一項第三号に規定する数の児童を、当該保育所への入所を希望する同項第四号に規定する子どもから同号に規定する数の子どもを選考することにより行うものとする。

② 就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定による選考は、私立認定保育所が、市町村長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出た方法によるものとする。

③ 私立認定保育所は、前項の規定により届け出た選考の方法を記載した書類を備え付けるとともに、当該施設への入所を希望する保護者から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

第二十四条の三 就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第二項の規定による通知に係る児童に関する就学前保育等推進法第十三条第三項の規定による報告は、当該児童の当該私立認定保育所への入所の可否について、その決定後速やかに、行わなければならない。

② 前項の報告を受けた市町村長は、同項に規定する児童のうち当該私立

(削る)

(削る)

認定保育所に入所できなかった児童の保護者に対し、速やかに、当該私立認定保育所以外の保育所における保育を行うことの申込みを勧奨しなければならぬ。

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項
- 一 の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、その旨
- 二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項
- 三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項
  - イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間
  - ロ 保育所の保育の方針
  - ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数
  - ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法
  - ホ その他保育所の行う事業に関する事項
- 四 法第五十六条第三項の規定により徴収する額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額に関する事項
- 四 の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額
- 五 保育所への入所手続に関する事項
- 六 市町村の行う保育所における保育の概況

第二十五条 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 被服費
- 四 日用品費
- 五 その他指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第二十五条の二 令第二十七条の二第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第十八条の三の二の規定を準用する。

第三十六条 法第三十三条の四に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施に係る者が都道府県の区域（市の区域及び福祉事務所を設置する町村の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域、福祉事務所の所管区域又は児童相談所の管轄区域を超えて他の区域、所管区域又は管轄区域に居住地を移した場合とする。

② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

第二十五条の二 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 被服費
- 四 日用品費
- 五 その他指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第二十五条の二 令第二十七条の二第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第十八条の三の二の規定を準用する。

第三十六条 法第三十三条の四に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施に係る者が都道府県の区域（市の区域及び福祉事務所を設置する町村の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域、福祉事務所の所管区域又は児童相談所の管轄区域を超えて他の区域、所管区域又は管轄区域に居住地を移した場合とする。

第三十六条の三十二の二 法第三十四条の八第二項に規定する厚生労働省

令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 定款その他の基本約款
- 四 運営規程
- 五 職員の定数及び職務の内容
- 六 主な職員の氏名及び経歴
- 七 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九 事業開始の予定年月日

② 法第三十四条の八第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二の三 法第三十四条の八第四項に規定する厚生労働省

令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

（新設）

（新設）

第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（以下この号において「保育所等」という。）において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。） 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（当該一般型一時預かり事業を利用してゐる乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合にあつては、第一条の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。ただし書において同じ。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

（新設）

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に準じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に準じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を置くこと。ただし、当該保育士の数は二人を下ることはできないこと。

ハ ロに規定する職員は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、当該一般型一時預かり事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型一時預かり事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができるときは、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員（保育士に限る。）を一人とすることができること。

ニ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

ホ 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。次号ホにおいて同じ。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

二 幼稚園又は認定こども園（以下この号において「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に對して一時預かり事業を行う場合（以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。） 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に應じて、必要な設備（調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人

三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

四 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

（新設）

数に応じて、当該幼児の処遇を行う職員として保育士、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。）を有する者（以下この号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

ハ ロに規定する職員は、専ら当該幼稚園型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、当該幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されている場合であつて、当該幼稚園型一時預かり事業を行うに当たつて当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者に限る。）による支援を受けることができるときは、専ら当該幼稚園型一時預かり事業に従事する職員を一人とすることができること。

ニ 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づき、事業を実施すること。

(1) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 学校教育法第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項

(2) 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項

ホ 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが

（新設）

必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

三 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数の乳幼児を対象として一時預かり事業を行うとき、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づき、事業を実施すること。

イ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

ハ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

ニ 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

四 乳幼児の居宅において一時預かり事業を行う場合 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（居宅訪問型保育事業に係るものに限

（新設）

る。( )に準じ、事業を実施すること。

第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を具し、これを市町村長に申請しなければならない。

- 一 名称、種類及び位置
- 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 三 事業の運営についての重要事項に関する規程
- 四 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の名及び経歴
- 五 収支予算書
- 六 事業開始の予定年月日

② 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 家庭的保育事業等を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 二 家庭的保育事業等を行う者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
- 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

③ 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならない。

④ 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市町村長にあらかじめ届け出なければ

第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の名及び経歴
- 三 家庭的保育者の氏名、経歴及び住所
- 四 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 五 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 六 事業開始の予定年月日

② 市町村は、法第三十四条の十五第一項の規定による届出を行おうとするときは、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

ばならない。

第三十六条の三十六の二 法第三十四条の十五第三項第四号ニただし書の厚生労働省令で定める同号ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、市町村長が法第三十四条の十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を確認した結果、当該家庭的保育事業等を行う者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

② 前項の規定は、法第三十四条の十五第三項第四号ホただし書の厚生労働省令で定める同号ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第三十六条の三十六の三 法第三十四条の十五第三項第四号ホに規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）の親会社等（次項及び第四項第一号において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の役員に占めるその役員割合が二分の一を超える者
- 二 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

（新設）

（新設）

三 申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

四 申請者の事業の方針の決定に関して、前三号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

② 法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者

二 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

三 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者

四 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

③ 法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者

二 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

三 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資し

ている者

四 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

④ 法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。

二 法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可を受けた者、認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定を受けた者又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けた者であること。

三 家庭的保育事業等を行っていた者又は保育所を設置していた者であること。

第三十六条の三十六の四 法第三十四条の十五第三項第四号トの規定による通知をするときは、法第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十六条の三十六の五 法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域

（新設）

（新設）

をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）（事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）に係る利用定員の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに限る。）が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数（申請事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合とする。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止の理由
  - 二 現に保育を受けている児童に対する措置
  - 三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分
  - 四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間
- ② 前項の承認の申請を受けた市町村長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。

- 第三十六条の三十八 法第三十四条の十八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 事業の種類及び内容
  - 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - 三 条例、定款その他の基本約款
  - 四 職員の定数及び職務の内容
  - 五 主な職員の氏名及び経歴
  - 六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
  - 七 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
  - 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
  - 九 事業開始の予定年月日

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
  - 二 廃止又は休止の理由
  - 三 現に保育を受けている乳幼児に対する措置
  - 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
- （新設）

- 第三十六条の三十八 法第三十四条の十六に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 家庭的保育者は、保育を行つてゐる乳幼児の保育に専念できる者であること。
  - 二 家庭的保育者は、法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者であること。
  - 三 保育する乳幼児の数は、三人以下とすること。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。次条において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とすること。
  - 四 保育を行う場所は、家庭的保育者の居宅その他の場所であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「居宅等」という。）で実施するものとする。こと。
  - イ 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
  - ロ イに掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える

- 人数の一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。
- ハ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- ニ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- ホ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。
- ヘ 火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。
- 五 保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、市町村が定めること。
- 六 市町村は、家庭的保育者に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の状態に応じた保育を行わせること。
- 七 市町村は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めること。
- 八 市町村は、家庭的保育事業が適正かつ確実に実施されるよう、保育所その他の関係機関と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を行わなければならないこと。
- イ 家庭的保育者に対し、その保育が適切に行われるよう、保育の内容に関する相談、助言、巡回指導その他の必要な支援を行うこと。
- ロ 家庭的保育者の保育に関する理解と関心を深めるとともに、資質の向上を図るため、家庭的保育者間の交流を促進すること。

② 法第三十四条の十八第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十九 法第三十四条の十八第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

ハ 代替保育（家庭的保育者が病気、休暇等により保育を行うことができない場合に、当該家庭的保育者に代わつて行う保育をいう。）の実施のために必要な体制を整備すること。

ニ 家庭的保育者が保育を行う乳幼児について、必要に応じて、保育所における集団保育を体験させるための機会を設けるよう努めること。

② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項、第三項及び第五項、第十二条第一項、第三項及び第四項、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）

第三十六条の三十九 法第三十四条の十八に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 家庭的保育者の氏名、保育士又はその他の資格及び経験年数に関する事項
- 二 保育を行う居宅等の位置、施設及び設備の状況に関する事項
- 三 次に掲げる家庭的保育事業の運営の状況に関する事項
  - イ 家庭的保育者が保育する乳幼児の数、保育状況、家庭的保育補助者の状況及び保育時間

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 運営の方法(保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程)

三の二～五 (略)

②～⑥ (略)

第三十七条の二 法第三十五条第五項第四号ニただし書の厚生労働省令で定める同号ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事が法第四十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の原因となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当

ロ 家庭的保育者の保育の方針

ハ 家庭的保育者に対する支援体制に関する事項

ニ その他家庭的保育事業に関する事項

四 保育料の額に関する事項

五 家庭的保育事業による保育の利用手続に関し、市町村長が必要と認める事項

② 法第三十四条の十八に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 運営の方法

三の二～五 (略)

②～⑥ (略)

(新設)

該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該保育所の設置者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

② 前項の規定は、法第三十五条第五項第四号ホただし書の厚生労働省令で定める同号ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第三十七条の三 法第三十五条第五項第四号トの規定による通知をするときは、法第四十六条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十七条の四 法第三十五条第七項の規定による協議は、第三十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を市町村長に提出してするものとする。

第三十七条の五 法三十五条第八項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、保育所に関する同条第四項の認可の申請に係る当該保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請施設事業開始年度」という。）に係るものであつ

（新設）

（新設）

（新設）

て、同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数(申請施設事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達している場合又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとする場合とする。

第三十八条 法第三十五条第十一項に規定する命令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

② 法第三十五条第十二項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

③ (略)

第四十条 法第五十六条の四の二第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 市町村整備計画(法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画をいう。以下この条において同じ。)の名称

二 市町村整備計画の区域

三 市町村整備計画に基づく事業に要する費用の額

第三十八条 法第三十五条第六項に規定する命令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

② 法第三十五条第七項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

③ (略)

(新設)

四 市町村整備計画交付金（法第五十六条の四の三第二項の交付金をいう。次号及び次条において同じ。）の額の算定のために必要な事項として厚生労働大臣が定めるもの

五 その他市町村整備計画交付金の交付に関し厚生労働大臣が必要と認め事項

第四十一条 市町村整備計画交付金は、別に厚生労働大臣が定める交付方法に従い、予算の範囲内で交付する。

第四十二条 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことができる。

② (略)

(削る)

(新設)

第三十九条の二 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことができる。

② (略)

第四十条 法第五十六条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 前年度（法第五十六条の八第二項及び第五項の規定を適用する場合にあつては、前年度又は当該年度）の四月一日において、保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が五十人以上あること。

(削る)

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

一 一日に保育する乳幼児の数(次に掲げるものを除く。)が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用す

イ 家庭的保育事業その他児童の保育に関する事業であつて当該市町村が必要と認めるものを利用している児童

ロ 保護者が入所を希望する保育所以外の保育所に入所することができる児童

二 当該年度の四月一日において、当該年度前に定められた法第五十六条の八第二項の市町村保育計画の計画期間が終了していないこと。

第四十二条 法第五十六条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 前年度(法第五十六条の九第二項及び第六項の規定を適用する場合にあつては、前年度又は当該年度)の四月一日において、当該都道府県の区域内に第四十条第一号に掲げる要件に該当する市町村となるべき市町村があること。

二 当該年度の四月一日において、当該年度前に定められた法第五十六条の九第二項の都道府県保育計画の計画期間が終了していないこと。

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

一 一日に保育する乳幼児の数(次に掲げるものを除く。)が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イ 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の

る労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児の数

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児の数

ハ 第一条の三十二の二第一項に規定する組合等（以下ハにおいて「組合等」という。）が当該組合等の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又組合等から委託を受けて組合等の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児の数

ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児の数

ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数  
ヘ 一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

ト 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

(削る)

保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

ハ 地方公務員等共済組合法に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数

ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数

ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数  
ヘ 一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

(新設)

二 法第三十四条の十四第一項に規定する家庭的保育事業の届出が行わ

- 二 半年を限度として臨時に設置される施設
- 三 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七条の二十	都道府県は、	指定都市及び児童相談所設置市は、
	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

れた施設

- 三 半年を限度として臨時に設置される施設
- 四 学校教育法に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七条の二十	都道府県は、	指定都市及び児童相談所設置市は、
	都道府県知事	指定都市の市長および児童相談所設置市の市長

第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
(略)	(略)	(略)

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	都道府県知事	中核市の市長
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十八第二項	(略)	(略)

第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
(略)	(略)	(略)

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	都道府県知事	中核市の市長
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第三十六条の三十一第二項	(略)	(略)

(略)

(略)

(略)

附 則

第五十五条 第六条の二第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。

第五十六条 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医务室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるよう努めること。

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士又は市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこと。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

(略)

(略)

(略)

第五十五条 第三十九条の二第一項第一号及び第四十条第二号にいう学校教育法による高等学校は、中等学校令による中等学校を含むものとする。

(新設)

三 前号に規定する職員のうち一人以上は、豊富な経験を有する保育士であること。

四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

五 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるよう努めること。

第五十七条 平成二十八年三月三十一日までの間は、法第六条の第三十一項に規定する業務を目的とする施設に係る第四十九条の二の規定の適用については、同条第一号中「五人」とあるのは、「五人（都道府県が必須と認める場合にあつては、当該都道府県における法第六条の第三十一項に規定する業務の実施状況その他の事情を勘案して当該都道府県が定める数）」とする。

第五十八条 法第七十条に規定する児童福祉施設については、昭和二十三年六月三十日までに、法第三十五条第二項の規定により、都道府県知事の認可を申請しなければならない。

第五十九条 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）附則第三条ただし書の規定による別段の申出は、養子縁組によつて養親となることを希望する里親になることを希望する旨を記載した申

（新設）

第五十六条 法第七十条に規定する児童福祉施設については、昭和二十三年六月三十日までに、法第三十五条第二項の規定により、都道府県知事の認可を申請しなければならない。

第五十七条 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）附則第三条ただし書の規定による別段の申出は、養子縁組によつて養親となることを希望する里親になることを希望する旨を記載した申

出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

第三号様式（第六条の七第二項関係）

【別紙】

（表…引用条項に第三十四条の十八の二を追加、第三十四条の十七を削除  
裏…追加条項の条文を追加、三十四条の十七を削除）

第十三号様式（第七条の三十八関係）

（第七条の三十九関係を第七条の三十八関係に改める）

第十三号の三様式（第二十条関係）

【別紙】

（表…引用条項に第三十四条の八の三、第三十四条の十七及び第五十六条  
の八を追加  
裏…追加条項の条文を追加）

第十四号様式（第四十九条第一項関係）

【別紙】

（裏…第五十九条第一項を改正）

第十五号様式（第四十九条第二項関係）

【別紙】

（裏…第五十九条第一項を改正）

出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

第三号様式（第六条の七第二項関係）

第十三号様式（第七条の三十九関係）

第十三号の三様式（第二十条関係）

第十四号様式（第四十九条第一項関係）

第十五号様式（第四十九条第二項関係）

